

## 一般競争入札公示

下記のとおり一般競争に付します。

令和3年10月8日

支出負担行為担当官

自治大学校庶務課長 番場 芳広



記

### 1 支出負担行為担当官の官職名及び氏名

支出負担行為担当官 自治大学校庶務課長 番場 芳広

### 2 競争入札に対する事項

- (1) 入札件名 非常用照明等交換作業 一式
- (2) 作業内容 入札説明書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和4年3月31日
- (4) 履行場所 自治大学校（立川市緑町10番地の1）
- (5) 入札方法 総価を記入する。

### 3 入札の場所及びその日時

- (1) 場 所 自治大学校管理棟2階大会議室
- (2) 日 時 令和3年10月29日 14時30分

### 4 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和元・2・3年度総務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」A、B又はC等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 総務省及び他府省等における指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、他省庁等における処分期間については、総務省の処分期間を超過した期日は含めない。

### 5 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、次に示す書類等を、令和3年10月26日17時00

分までに下記 6 に示す場所に提出しなければならない。

- (1) 競争参加資格審査結果通知書の写し（1部）
- (2) 下見積書（1式）
- (3) 入札書（1部）

詳細は入札説明書のとおり。

なお、提出された書類等を審査の結果、本件役務を履行できると認められた者に限り入札の対象者とする。また、提出した書類等について説明を求められた場合には、速やかに応じなければならない。

6 契約条項を示す場所及び入札説明書を交付する場所

東京都立川市緑町10番地の1 自治大学校

自治大学校庶務課会計係 担当 木村 哲也

なお、入札説明書は以下のアドレスからダウンロードも可能

<https://www.soumu.go.jp/jitidai/koukoku.htm>

7 入札事項等説明の場所及びその日時

- (1) 場所 上記 6 に同じ。
- (2) 日時 令和3年10月8日から令和3年10月26日までの土曜日、日曜日 及び休日を除く毎日9時00分から17時00分まで

8 入札保証金及び契約保証金

免除

9 入札の無効

入札説明書のとおり。

10 入札書の記載金額

入札説明書のとおり。

11 落札者の決定方法

入札説明書のとおり。

12 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

以上公告する。

令和3年度  
非常用照明等交換作業 一式

## 入札説明書

本件は、紙による従来の応札及び入開札手続のみとし、「電子入札・開札システム」を利用した応札及び入開札手続は出来ないものとする。

支出負担行為担当官  
総務省自治大学校庶務課長  
番場 芳広

◎ 項目及び構成

- 1 契約担当官等
- 2 調達内容
- 3 競争参加資格
- 4 競争参加資格を有していないものの手続き
- 5 入札事項等説明の場所及びその期間
- 6 入札者に求められる義務等
- 7 入札書の記載方法及び提出等
- 8 秩序の維持
- 9 開札
- 10 落札者の決定
- 11 契約書の作成
- 12 その他

(様式1) 入札書

(様式2) 委任状

別紙① 契約書（案）

別紙② 仕様書

総務省自治大学校における特定調達に係る入札公告に基づく入札については、「国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令」（昭和55年政令第300号）、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年4月14日法律第54号以下「独占禁止法」という。）等関係法令によるほか、この入札説明書による。

## 1 契約担当官等

支出負担行為担当官

総務省自治大学校庶務課長 番場 芳広

## 2 調達内容

### (1) 件名

非常用照明等交換作業 一式

### (2) 特質等

別添仕様書のとおり。

### (3) 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

### (4) 履行場所

東京都立川市緑町10番地の1  
自治大学校

### (5) 開札の日時並びに場所

令和3年10月29日（金） 14時30分  
自治大学校管理棟2階大会議室

## 3 競争参加資格

### (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

### (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

### (3) 令和元・2・3年度総務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」においてA、B又はC等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

### (4) 総務省及び他府省等における指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、他省庁等における処分期間については、総務省の処分期間を超過した期日は含めない。

### (5) 以下の暴力団排除対象者に該当しない者

#### ①契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約

を締結する事務所をいう。) の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。) が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ) 又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) であるとき

- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

②契約の相手方として不適当な行為をする者

- ア 暴力的な要求行為を行う者
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者

(6) 上記暴力団排除対象者であることを知りながら下請負又は再委託の相手方としないこと。

(7) 下記7の入札者に求められる義務等を履行した者

(注) 上記(1)から(5)の各要件に係る当該調達に係る競争参加資格の有無についての判断基準日は、開札日時点とする。

#### 4 競争参加資格を有していない者の手続き

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有しない。
  - ア 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。  
ただし、未成年者、被補佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
  - イ 次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その事実があった後二年を経過していない者(これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同じ)
    - (ア) 契約の履行に当たり故意に物品の製造等を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
    - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

- (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (イ) 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げたとき。
- (オ) 正当な理由がなくて契約の履行をしなかったとき。
- (カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- (キ) 前各号の規定により一般競争に参加できないこととされている者を、契約の履行にあたり、支配人、代理人、その他使用人として使用したとき。

## (2) 競争参加資格申請書の入手方法等

競争参加資格を有しない者で、本件入札に参加を希望する者は、所定の資格審査申請書を入手し、速やかに資格審査申請を行わなければならない。

### 【お問い合わせ窓口】

統一資格ヘルプデスク（全省庁統一資格審査事務処理センター）

電話 03-5511-1155

・受付時間 9:30～17:30（土・日・祝日を除く）

## 5 入札事項等説明の場所及びその期間

### (1) 説明の場所

自治大学校庶務課会計係

電話 042-540-4501

### (2) 期間

令和3年10月8日から令和3年10月26日17時00分まで

## 6 入札説明会の開催

入札説明会は、開催しない。

## 7 入札者に求められる義務等

入札に参加を希望する者は、次に示す書類等を令和3年10月26日(火)17時00分までに下記(2)に示す場所に提出しなければならない。

(期限厳守のこと。郵送する場合は、期限までに必着のこと。)

ア 競争参加資格審査結果通知書の写し 1部

イ 下見積書 1部（様式は任意とするが、積算内訳を明記すること。）

ウ 入札書 1部

提出された書類等を審査の結果、本件役務を履行できると認められた者に限り入札の対象者とする。なお、提出した書類等について説明を求められた場合には、速やかに応じなければならない。

なお、入札書の提出をもって前記3（5）及び（6）の規定に該当しないことを誓約し、かつ当省の求めに応じ、入札者の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を提出すること、及び当該名簿等に含まれる個人情報の提供につき同意したものとみなすものとする。

（2）書類等提出場所

自治大学校庶務課会計係

電話 042-540-4501（閉庁日を除く 10時～13時及び 14時～17時）

## 8 入札書の記載方法及び提出等

（1）入札書の記載方法

ア 入札書は日本語で記載すること。

なお、金額については日本国通貨とする。

イ 入札書は当省自治大学校所定の様式（様式1）によること。

ウ 記載項目は次のとおり。

（7）入札金額

① 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額とすること。

② 入札金額は、輸送費、保険料等本件に必要なその他一切の諸経費を含めた金額とすること。

③ 入札金額は下見積書の金額を超えないこと。

（1）件名

上記2（1）に示した件名とする。

（2）年月日

入札書を作成した年月日とする。

（I）入札者の氏名等

① 入札者の氏名は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名とする。

② 外国業者にあって押印の必要があるものについては署名をもって代えることができる。

（オ）業者コード

一般競争参加資格の10桁の業者コードを必ず記入すること。

（2）入札書の提出方法

入札者は次の方法により入札書を提出しなければならない。

ア 紙による入札の場合は、入札書を封筒（長形3号）に入れ契約書捺印

の印をもって封印し、かつその表面に入札者氏名（法人の場合はその名称又は商号、代理人の場合は入札者の氏名及び代理人の氏名を含む。）及び「〇月〇日〇時開札『入札件名』の入札書在中」と記載しなければならない。

イ 入札者は、その提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることはできない。

(3) 代理人による入札

ア 代理人が紙により入札する場合は、入札書に競争参加資格者の氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示、当該代理人の氏名及び押印をしておくとともに、入札書の提出日時までに委任状を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

(4) 入札書の無効

次の各号に該当する入札書は無効とする。

ア 本公告に示した入札参加に必要な資格のない者により提出された入札書。

イ 入札書受領期限までに指示する場所に提出されない入札書（ただし、遅れた理由が甲にある場合を除く。）

ウ 委任状のない代理人により提出された入札書

エ 代理人が入札する場合で、入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名）及び代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない入札書。

オ 二人以上の入札者の代理をした者により提出された入札書。

カ 同一の者により提出された2通以上の入札書。

キ 記載事項が不備な入札書

(ア) 入札金額が不明確な入札書。

(イ) 金額を訂正した入札書、またそれ以外の訂正について訂正印のない入札書。

(ウ) 品名・数量が上記2(2)で示したものと異なる入札書。

(エ) 調達する物品の品名及び合価の記載のない入札書。

(オ) 入札者及び代理人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名。代理人の場合は入札者の氏名及び代理人の氏名）の判然としない入札書。

(カ) 印章の押印のない入札書。

(キ) その他記載事項が不備又は判読できない入札書。

ク 明らかに連合によると認められる入札書。

ケ 国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第8条第3項の規定に基づき入札書を受領した場合で、当該資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると

認められなかったときの当該入札書。

コ その他入札に関する条件に違反した入札書

(5) 入札書の内訳金額と合計金額が符号しない場合

ア 落札者決定後、速やかに内訳書を提出すること。

イ 内訳書の様式は適宜とし、記載内容は数量、単価及び金額等を明らかにすること。

ウ 内訳金額が合計金額と符号しないときは、合計金額で入札したものとみなす。この場合において、入札者は内訳金額の補正を求められたときは、直ちに合計金額に基づいてこれを補正しなければならない。

## 9 秩序の維持

(1) 「独占禁止法」の厳守

入札者は独占禁止法に抵触する等、次に掲げるような行為を行ってはならない。

ア 入札者は入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

イ 入札者は、落札決定の前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

ウ 公正な価格を害し又は不正の利益を得るための連合をしてはならない。

エ 入札者は、正当な理由がないのに商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、その他不当に商品又は役務を低い価格で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある入札価格を定めてはならない。

(2) 入札執行中、入札場所において次の行為に該当すると認められる者を、入札場外に退去せざることがある。なお、入札執行官が特に必要と認める場合は、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。

イ みだりに私語を発し、入札の秩序を乱したとき。

## 10 開札

(1) 開札は入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。

なお、立会者は1名に限る。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

(2) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場所に入室することはできない。

(3) 入札者又はその代理人は、開札場所に入室しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

- (4) 入札者又はその代理人は、契約担当官等又はその補助者が特にやむを得ないと認めた場合のほか、開札場所を退出することができない。
- (5) 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格のない場合には、直ちに再度の入札を行う。  
なお、入札書は複数枚用意しておくこと。
- (6) 再度入札しても落札者がいないときは、入札をやめることがある。この場合、異議の申し立てはできない。

## 11 落札者の決定

### (1) 落札者の決定方法

ア 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて定めた予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、予算決算及び会計令第84条に該当する場合は、予算決算及び会計令第85条の基準（予定価格に10分の6を乗じて得た額）を適用するので、基準に該当する入札が行われた場合は入札の結果を保留する。この場合、入札参加者は当局の行う事情聴取等の調査に協力しなければならない。

イ 上記アのただし書きによる調査の結果、会計法第29条の6第1項ただし書きの規定に該当すると認められるときは、その定めるところにより、予定価格の制限の範囲内で次順位者を落札者とすることがある。

#### （会計法第29条の6第1項ただし書き抜粋）

相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるとき。

ウ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

また、入札者又は、代理人がくじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじ引き落札者を決定するものとする。

エ 契約担当官等は、落札者を決定したときに入札者にその氏名（法人の場合はその名称）及び金額を口頭で通知する。

ただし、上記アただし書きにより落札者を決定する場合においては別に書面で通知する。

また、落札できなかった入札者は、落札の相対的な利点に関する情報（当該入札者と落札者のそれぞれの入札価格及び性能等の得点）の提供を要請することができる。

### (2) 落札決定の取消

次の各号の一に該当するときは、落札者の決定を取り消す。ただし、支出負担行為担当官が、正当な理由があると認めたときはこの限りではない。

ア 落札者が、支出負担行為担当官から求められたにもかかわらず契約書の取り交わしを行わないとき。

イ 上記8（5）の規定により入札書の補正をしないとき。

ウ 上記「3 競争参加資格」及び「7 入札者に求められる義務等」について虚偽の申告、記載等があることが判明したとき。

## 12 契約書の作成

- （1）競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書の取り交わしを行うものとする。
- （2）契約書において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- （3）契約書案  
別添のとおり。
- （4）契約書の作成
- ア 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。
- イ 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。  
ただし、契約書用紙は交付する。
- ウ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名し、押印した後に本契約が成立したものとする。

## 13 その他

- （1）契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- （2）入札保証金及び契約保証金  
免除
- （3）契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期
- ア 支払方法及び支払場所  
銀行振込による届出日本銀行指定金融機関口座
- イ 支払時期  
契約した物品が検査に合格し、所有権が当省に移転した後、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。
- （4）入札者は、契約担当官等が指定する日時までに仕様書、図面、見本及び現品並びに契約書案及び明細書を熟知しておくものとする。
- （5）入札者は、入札後においては、この入札説明書に掲げた事項、仕様書、図面、見本及び現品並びに契約書案及び明細書の不知又は不明を理由として異議を申し立てることができない。
- （6）監督及び検査は契約条項の定めるところにより行う。  
なお、検査実施場所は、指定する日本国内の場所とする。



(様式 1)

## 入札書

件名	非常用照明等交換作業 一式											
----	---------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

金				億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
---	--	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

※金額の左端は¥で締めること。

入札公告及び入札説明書並びに契約条項等に定められた事項を承諾の上、上記の金額により入札いたします。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
総務省自治大学校庶務課長  
番場 芳広 殿

業者コード( )

住 所

法 人 名

代表者氏名

代理人氏名

印

(様式2)

## 委任状

私は\_\_\_\_\_を代理人と定め下記の権限を委任いたします。

代理人住所\_\_\_\_\_

代理人使用印



記

件名 \_\_\_\_\_

入札及び見積に関する一切の件  
代理人選任の件

令和 年 月 日  
支出負担行為担当官  
総務省自治大学校庶務課長  
番場 芳広 殿

業者コード( )  
住 所  
会社名  
代表者役職氏名 印